

## 教えて! どんな時に相談するの?

老後や障がいに対する心配は、人それぞれに違います。  
大阪弁護士会では、弁護士ならではのさまざまな契約をご用意しています。組み合わせも自由ですので、ホームロイヤーがあなたにぴったりのプランをご提案します。  
あなたの状況が変われば後で契約を追加することも可能です。



### まだまだ、元気だけど一人暮らしだから何かあったら心配

まずは、見守り契約から始めてみませんか?  
定期的な安否確認だけでなく、法律相談なども受けられます。入院など緊急時の近親者への電話連絡、支払代行サービスも利用すれば安心ですね。



### 最近物忘れがひどくなって?

そんな時のために、財産管理契約がおすすめです。預金や年金の管理、各種支払いなどの財産管理をあなたに代わって行います。



### 病院の手続きや介護の手続き、自分一人でするの心配...

財産管理にとどまらない生活支援には、任意後見契約が役立ちます。元気なうちにホームロイヤーとして生活全般の支援をする弁護士があなたと一緒に具体的な支援内容を考えます。



### 私は身内がいらないから死んだ後どうなるか心配...

そんな方のために、死後事務委任契約があります。  
お葬式全般、親族等関係者に対する連絡事務や医療費、老人ホーム等の施設利用料等の清算事務をお引き受けします。



### 私は残していく子ども達に迷惑をかけたくないのよね。

死後事務委任契約には、家財道具や生活用品の処分に関する事務も含まれていますので、残された子どもさんに負担はかけません。



### 興味はあるんだけど、どうすればいいの?

大阪弁護士会「ひまわり」にご相談ください。  
大阪弁護士会独自の研修を受講した弁護士をあなたのホームロイヤーとして紹介しますので安心してご利用いただけます。  
さあ、あなたも、06-6364-1251に電話してみましょう。



# そうです! ホームロイヤーは あなたのかかりつけ 弁護士です。



## ホームロイヤーってなに?

ホームロイヤーとは、ホームドクターをもじった和製英語で、高齢者の方や障がいのある方に寄り添って法的な支援をする仕組みです。



ひまわりの弁護士が力になります。

あなたの財産管理はこれで安心!



大阪弁護士会  
高齢者・障害者総合支援センター ひまわり

## 各種相談のご案内

### 無料電話相談

「ひまわり」の弁護士が電話での相談に応じます。  
その後、ご相談内容に応じて、出張相談や来館相談のご利用をお勧めしています。  
まずは、お気軽にお電話での相談をご利用ください。

### 来館相談(要予約)

大阪弁護士会館にお越し頂いて、「ひまわり」の弁護士が法律相談に応じます。  
まず、「ひまわり」(TEL: 06-6364-1251)にお電話いただき、予約をお取りください。30分以内5,500円(税込)

### 来所相談(要予約)

来館相談の予約状況が一杯で急を要する場合に、「ひまわり」の弁護士の事務所にお越し頂いて相談に応じます。30分以内5,500円(税込)

### 出張相談(要予約)

高齢や障がいのため弁護士会館に来ることが難しい方のために行うものです。  
「ひまわり」の弁護士が、大阪府下の自宅・病院・老人ホーム・施設などにお伺いして相談に応じます。1時間以内11,000円(税込)交通費は実費を頂戴します。

## 大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」

TEL 06-6364-1251

平日: 月~金 午後1時~4時(土・日・祝除く)

聴覚や言語に障がいがあり、お電話していただくのが難しい方へ法律相談(来館相談、出張相談)の予約をFAXでも受け付けています。  
ホームページから「法律相談申込票」をダウンロードして、必要事項をご記入の上、FAXで送信して下さい。FAX: 06-6364-1252

### ACCESS

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩15分



大阪弁護士会 〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5  
高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」 大阪弁護士会館 1階

# このようなことを 考えたことは ありませんか？

「残していく  
子ども達に迷惑を  
かけたくない。」

「一人暮らしで、  
何かあった時が  
心配。」

「福祉サービスを  
上手に利用したい  
けれど、契約が  
できるか不安。」

「高齢や障がいの  
ため、計画的に  
お金を支出する  
ことが難しい。」

「将来、  
信頼できる人に  
財産を管理して  
もらいたい。」

「財産管理の  
方針もあらかじめ  
自分で決めて  
おきたい。」

## 大阪弁護士会に相談してみましよう

ホームロイヤーはあなたの心強いパートナーです！

法律の専門家が、ホームロイヤーとしてあなたの悩みや相談事に丁寧に対応します。自分の健康に不安を覚えたときに気軽に相談できる「かかりつけのお医者さん」がいると安心できるように、気軽に相談できる「かかりつけの弁護士」がいれば、障がいがあっても、高齢になっても安心して生活できるはずです。



### ひまわりのホームロイヤーは 見守り契約だけでも4つの安心があります！

#### 見守り契約とは？

ひまわりのホームロイヤーは見守り契約だけでもいろいろな安心がえられます。見守り契約とは、ホームロイヤー契約の基本になる契約となります。ホームロイヤーとなった弁護士が定期的な連絡、訪問などを通じてあなたの安心・安全な生活を見守ります。



#### 安否確認

1か月又は2か月に1回、電話・メール・FAXで安否確認を行います。

#### 法律相談

1か月又は2か月に1回、1時間程度の法律相談に対応します。

#### 支援の相談

ご希望に応じて、直接の面談によりご本人の生活状況や継続的な支援の方法について確認します。

#### 入院など緊急時の代行サービス

ご本人が連絡できないときにご本人に代わって近親者にお電話でご連絡します。また、お金を預けておいていただければ、必要な支払いを代行します。(ただし、ホームロイヤーが、緊急時に、ご自宅、病院等、ご本人の指定する場所に向いたときは、1回あたり33,000円(税込)を上限として日当が発生します。)

目安 5,500円/月(税込) 2か月に1度の安否確認+ご相談  
11,000円/月(税込) 1か月に1度の安否確認+ご相談

## このような不安も解消できます！

### 財産管理をするのが不安

### 信頼できる人に財産を管理して欲しい

### 最後まで自分らしい生き方をしたい



#### 財産管理契約 目安 22,000円~55,000円/月(税込)

あなたに助けが必要になった時、印鑑や預金通帳などをホームロイヤーがお預かりし、預金や年金の管理、各種支払いなどの財産管理を依頼者の方に代わって行います。また、ホームロイヤーによる財産管理を別の弁護士に監督してもらう形式をとることもできます。

#### 任意後見契約

目安 契約時220,000円以下+33,000円~55,000円/月(税込)  
不動産を管理する事務がある場合は、経済的利益の5%以下

判断能力が低下した場合に、事前にあなたとホームロイヤーで定めていた財産管理の方針に基づいて財産を管理します。別途裁判所が定める任意後見監督人の費用が必要になります。

#### 死後事務委任契約 費用は、ご依頼内容によって変わりますのでご相談ください。

あなたが死亡した時、通夜、告別式、火葬、納骨、埋葬等のほか、親族等関係者に対する連絡や医療費、老人ホーム等の施設利用料等の清算手続きなど、家財道具や生活用品の処分に関する事務などを行います。

※任意後見契約では死後の手続きは行えません

## ホームロイヤーはあなたの不安を解決します！

あなたの不安をトータルサポート  
かかりつけの弁護士があなたの日常生活をまとめて支援  
経験豊富な弁護士だから安心！

